

(証券コード 9307)
平成 28 年 6 月 7 日

株 主 各 位

大 阪 市 港 区 福 崎 1 丁 目 1 番 57 号
株式会社 杉 村 倉 庫
取締役社長 柴 山 恒 晴

第153回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの熊本地震により被災されました皆様には、心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、当社第153回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 平成28年6月29日（水曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市港区福崎1丁目1番57号 当社本店 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第153期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第153期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定
の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |
| 第7号議案 | 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株
予約権を発行する件 |
| 第8号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに故監査役上林義
則氏に対し弔慰金贈呈の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sugimura-wh.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善がみられましたが、年初以降は急速に円高・株安が進行するなど金融市場の混乱に加え、中国をはじめ新興国の経済減速のリスク懸念により、先行きに不透明感が強まる状況で推移しております。

倉庫物流業界においては、一部荷動きに若干の回復基調がみられるようになったものの、荷主の合理化要請などによる企業間競争が激化しており、引き続き厳しい事業環境が続いております。

こうした情勢の中で、当社グループにおいては、顧客満足度の向上と業務のより一層の効率化を図るため、事業活動の核となる倉庫設備の整備を進めるとともに、積極的な営業活動を展開いたしました。大阪市港区の当社大阪港営業所における新倉庫の建替え工事は順調に進んでおり、平成28年7月の竣工予定となっております。

このような状況下、当連結会計年度における当社グループの営業収益は、102億6千4百万円となり、前連結会計年度に比べ3億1千4百万円（3.2%）の増収となりました。営業原価は83億1千8百万円となり、前連結会計年度に比べ2億6千4百万円（3.3%）増加しましたが、販売費及び一般管理費は6億9千5百万円となり、前連結会計年度に比べ1億6百万円（13.2%）減少しました。この結果、営業利益は12億5千万円となり、前連結会計年度に比べ1億5千6百万円（14.3%）の増益となりました。営業外収益・費用では受取配当金が増加し、支払利息や持分法による投資損失等が減少しましたので、経常利益は12億2百万円となって、前連結会計年度に比べ1億9千3百万円（19.2%）の増益となりました。

また、倉庫の改修工事に係る固定資産処分損やゴルフ会員権の売却損及び評価損の他、一部の連結子会社が加入する大阪府貨物運送厚生年金基金について特例解散の手続きが進み、合理的な損失負担金の見積りが可能となったことから、厚生年金基金解散損失引当金繰入額を特別損失に計上しました。これにより親会社株主に帰属する当期純利益は7億2百万円となり、前連結会計年度に比べ2億9千万円（70.7%）の増益となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

①物流事業

当連結会計年度は新倉庫の建替え工事の影響などで、米や紙製品などの取扱が前連結会計年度に比べ減少し、保管料収入が減少しました。しかし、電気製品や食料品の取扱、オフィス移転作業やリネンサプライの配送等の取扱が堅調に推移し、荷役荷捌料収入や運送料収入が増加しました。この結果、外部顧客に対する営業収益は86億9千6百万円となり、前連結会計年度に比べ2億3千8百万円（2.8%）の増収となりました。費用面では減価償却費や修繕費、動力光熱費等が減少しましたので、セグメント利益は5億9千5百万円となり、前連結会計年度に比べ3千8百万円（6.9%）の増益となりました。

②不動産事業

一部の賃貸物件の契約解除の影響等による減収要因もありましたが、昨年8月には大阪市港区の賃貸物件が竣工し、業績に寄与しました。外部顧客に対する営業収益は13億円となり、前連結会計年度に比べ7千4百万円（6.1%）の増収となりました。費用面では修繕費等が増加しましたが、セグメント利益は10億3千5百万円となり、前連結会計年度に比べ5千万円（5.2%）の増益となりました。

③その他の事業

ゴルフ練習場は入場者数が増加して営業収益が2億1千4百万円となりました。人件費や減価償却費等が減少し、前連結会計年度に比べ増収増益となりました。

売電事業は、営業収益が5千1百万円に留まりましたが減価償却費が減少しましたので、前連結会計年度に比べ減収増益となりました。

以上により、その他の事業の営業収益は2億6千7百万円となり、前連結会計年度に比べ1百万円（0.5%）の増収となりました。セグメント利益は4千9百万円となり、前連結会計年度に比べ1千万円（25.2%）の増益となりました。

事業セグメント別営業収益

区 分	営 業 収 益	
物 流 事 業	8,696	百万円
不 動 産 事 業	1,300	
そ の 他 の 事 業	267	
合 計	10,264	

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました倉庫設備の建替え、維持、改修、車輛の購入等により、企業集団の設備投資等の総額は、7億2千7百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

(当社) 設備、運転資金に充てるため14億円を銀行より借入れました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業である物流事業は企業間競争が激化しており、今後もこの状況は継続すると思われます。当社グループは、社会環境の変化に関する分析や様々な情報の収集を的確に行いながら、財務体質の強化を図り、強固な経営体質を確立することが大きな課題であると認識しております。

- ① グループが一体となった保管・加工業務・配送などの総合的一貫物流の提案
- ② 顧客満足度の向上に向けたシステム対応
- ③ 積極的な設備投資と既存設備の再編による効率化の推進
- ④ 各種認証の取得による品質管理の向上
- ⑤ 人材の育成
- ⑥ 健全な財務体質の堅持

お客様に対しては、いかに高品質のサービスを提供できるかを模索して、積極的に提言を行うことが必要だと思っております。それとともに、コーポレート・ガバナンス体制の充実及びコンプライアンス、リスク管理など内部統制体制の整備を図り、CSR(企業の社会的責任)の推進に努めてまいります。

株主の皆様には、今後とも引き続き格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第150期 平成24年4月から 平成25年3月まで	第151期 平成25年4月から 平成26年3月まで	第152期 平成26年4月から 平成27年3月まで	第153期 平成27年4月から 平成28年3月まで
営 業 収 益(百万円)	9,366	9,857	9,949	10,264
経 常 利 益(百万円)	706	864	1,008	1,202
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	332	412	411	702
1株当たり当期純利益(円)	21.01	26.08	25.99	44.27
総 資 産(百万円)	17,999	19,434	19,967	20,502
純 資 産(百万円)	8,590	8,913	9,802	10,338
1株当たり純資産額(円)	542.70	563.14	617.80	650.24

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年3月31日現在）

① 親会社との関係

当社の親会社は野村ホールディングス株式会社で、当該会社は当社株式715,000株を保有する大株主です。また、当該会社の子会社である野村土地建物株式会社は当社株式を7,542,229株保有しており、この間接保有分を合計すると当該会社の当社に対する持株比率は52.0%となります。野村ホールディングス株式会社は金融業を営んでおり、野村土地建物株式会社は不動産賃貸業を営んでおります。当社と両社の事業活動とは特に関連性はありませんが、当社は両社の受託貨物の保管業務を行っております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
杉 村 運 輸 株 式 会 社	20 百万円	100 %	一般貨物自動車運送事業
杉 村 興 産 株 式 会 社	40	100	ゴルフ練習場
杉村物流サービス株式会社	10	100	梱包業、荷役荷捌業

(注) 当社の連結子会社は上記の3社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

区 分	主要な事業内容
物 流 事 業	貨物保管、荷役荷捌、貨物自動車運送及びこれに付随する業務
不 動 産 事 業	土地、家屋、駐車場等の賃貸業務
そ の 他 の 事 業	ゴルフ練習場、売電事業

(8) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

① 当 社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 店	大 阪 市 港 区	板 橋 営 業 所	東 京 都 板 橋 区
大 阪 港 営 業 所	大 阪 市 港 区	足 立 営 業 所	東 京 都 足 立 区
城 東 営 業 所	大 阪 市 鶴 見 区	厚 木 営 業 所	神 奈 川 県 厚 木 市
神 戸 摩 耶 営 業 所	神 戸 市 灘 区	戸 田 営 業 所	埼 玉 県 戸 田 市
神戸ポートアイランド営業所	神 戸 市 中 央 区		

② 子会社

会 社 名	名 称	所 在 地
杉 村 運 輸 株 式 会 社	本 店 ・ 本 社 営 業 所	大 阪 市 港 区
	福 崎 ロ ジ セ ン タ ー	大 阪 市 港 区
	関 東 支 店 ・ 厚 木 営 業 所	神 奈 川 県 厚 木 市
	江 東 営 業 所	東 京 都 江 東 区
	足 立 営 業 所	東 京 都 足 立 区
	戸 田 営 業 所	埼 玉 県 戸 田 市
	熊 谷 営 業 所	埼 玉 県 深 谷 市
杉 村 興 産 株 式 会 社	本 店	大 阪 市 港 区
杉村物流サービス株式会社	本 店	大 阪 市 港 区

(9) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減数
328名	13名増

（注） 使用人数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,683 百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,441
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	829

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 29,835,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,955,010株
- (3) 株主数 970名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
野 村 土 地 建 物 株 式 会 社	7,542 千株	47.5 %
朝 日 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	1,157	7.3
株 式 会 社 り そ な 銀 行	754	4.7
野村ホールディングス株式会社	715	4.5
杉 村 倉 庫 従 業 員 持 株 会	327	2.1
小 川 義 廣	219	1.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・参天製薬株式会社口)	218	1.4
水 元 公 仁	200	1.3
篠 川 宏 明	180	1.1
三 和 建 設 株 式 会 社	179	1.1

（注）持株比率は、自己株式65,745株を除いて算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
（第2回ストック・オプション）
平成25年9月27日開催の取締役会決議による新株予約権
 - ・新株予約権の数
128個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式128,000株（新株予約権1個につき1,000株）
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使価額
1株当たり265円
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成27年10月25日から平成32年10月24日まで
 - ・新株予約権の行使条件
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、新株予約権の行使が可能となる日まで継続して、当社及び当社子会社の従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使できないものとする。

- ③ その他条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権に関する契約に定めるところによる。
- ・新株予約権の取得事由
 - ① 以下の i から v ままでに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合には当該議案につき当社取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合）または株主から当該株主総会の招集の請求があった場合においては、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得する。
 - i . 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii . 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - iii . 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - iv . 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案
 - v . 新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案
 - ② 新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ④ 前各号に定めるほか、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況
該当事項はありません。

上記新株予約権のうち当社従業員（当社役員を除く。）及び当社子会社の従業員（当社子会社の役員を除く。）に交付した新株予約権の区分別合計

	個 数	交付者数
当社従業員（当社役員を除く。）	72個	14名
当社子会社の従業員（当社子会社の役員を除く。）	56個	13名

- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
（第3回ストック・オプション）
平成27年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権
- ・新株予約権の数
132個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式132,000株（新株予約権1個につき1,000株）

- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1株当たり315円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成29年7月24日から平成34年7月23日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、新株予約権の行使が可能となる日まで継続して、当社及び当社子会社の従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使できないものとする。
 - ③ その他条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権に関する契約に定めるところによる。
- ・新株予約権の取得事由
第2回に同じ

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況
該当事項はありません。

上記新株予約権のうち当社従業員（当社役員を除く。）及び当社子会社の従業員（当社子会社の役員を除く。）に交付した新株予約権の区分別合計

	個 数	交付者数
当社従業員（当社役員を除く。）	84個	17名
当社子会社の従業員（当社子会社の役員を除く。）	48個	14名

- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柴 山 恒 晴	大阪営業部長、神戸営業部長、首都圏営業部長、業務部長、杉村運輸株式会社取締役、杉村物流サービス株式会社取締役 総務部長、経営企画部長、杉村興産株式会社取締役 経理部長、杉村興産株式会社代表取締役社長 杉村運輸株式会社代表取締役社長 大阪市立大学大学院経営学研究科教授
代表取締役 常務取締役	竹 谷 仁 彦	
取締役	佐 伯 祐 三	
取締役	安 西 史 朗	
取締役	野 瀬 光 彦	
取締役	宮 川 壽 夫	
常勤監査役	稲 井 博 文	野村ビジネスサービス株式会社取締役 りそなカード株式会社代表取締役社長
監査役	澤 田 司	
監査役	西 東 久	

- (注) ①平成27年6月26日開催の第152回定時株主総会において、新たに野瀬光彦氏と宮川壽夫氏が取締役に選任され、就任いたしました。
- ②平成27年6月26日開催の第152回定時株主総会をもって、平山賢氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
- ③平成27年10月9日に上林義則氏が逝去され監査役を退任いたしました。同氏は在任中に東洋テック株式会社社外監査役を兼務しておりました。これに伴い大阪地方裁判所に仮監査役選任の申し立てを行い、平成27年11月18日に西東久氏が選任され、仮監査役に就任いたしました。
- ④取締役宮川壽夫氏は社外取締役であり、当社は宮川壽夫氏を東京証券取引所に対して、独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
- ⑤監査役澤田司氏及び仮監査役西東久氏は社外監査役であり、当社は西東久氏を東京証券取引所に対して、独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	85百万円 (1百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	21百万円 (8百万円)
合 計	11名	107百万円

(注) ①報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含めておりません。

- ②上記の人数には、平成27年6月26日開催の第152回定時株主総会をもって任期満了により退任した取締役1名及び平成27年10月9日逝去により退任した監査役1名を含んでおります。
- ③上記には役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した170万円を含んでおります。
- ④上記のほか、当社役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は、監査役が1名190万円(うち社外監査役1名190万円)であります。

(4) 社外役員に関する事項

①取締役 宮川 壽夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

大阪市立大学大学院経営学研究科教授を兼任しております。同氏は当社の親会社である野村ホールディングス株式会社の出身ですが、退社後5年を経過しており、これにより同社が当社の経営の意思決定に対する影響を及ぼすことは特にありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役就任後に9回開催した取締役会のうち8回出席し、主に大学院教授としての専門的な識見に基づき、適宜発言を行っております。

②監査役 上林義則

ア. 重要な兼職先と当社との関係

東洋テック株式会社の社外監査役を兼務しておりましたが、平成27年10月9日に逝去され退任しております。当該会社とは役務提供等の取引がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

在任中6回開催した取締役会に5回、6回開催した監査役会に5回出席し、主に会社役員として豊富な経験と職見に基づき、適宜発言を行いました。

③監査役 澤田 司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社の親会社の野村ホールディングス株式会社の子会社である野村ビジネスサービス株式会社の取締役を兼務しており、当該会社とは役務提供等の取引がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に12回開催した取締役会、12回開催した監査役会の全てに出席し、主に金融機関勤務経験に基づく専門的見地から適宜適切な発言を行っております。

④監査役 西東 久

ア. 重要な兼職先と当社との関係

りそなカード株式会社の代表取締役を兼務しております。りそなカード株式会社と当社は平成28年3月期において取引関係がありません。同氏は当社の取引先銀行のひとつである株式会社りそな銀行出身ですが、当社の借入金残高に占める割合は、特に突出してはおりません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外監査役就任後に4回開催した取締役会、5回開催した監査役会の全てに出席し、主に会社役員としての豊富な経験と識見に基づき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額 23百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益
の合計額 23百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬について、必要な資料を入手し審議した結果、次の理由により同意いたしました。

- 1) 当社におけるこれまでの会計監査人の監査実績は相当である。
- 2) 会計監査人の監査計画が当社及び子会社の規模・業務を十分に考慮したものである。
- 3) 内部統制評価及びリスク検証において不合理な点がない。
- 4) 日本公認会計士協会の報酬資料及び同業他社の報酬との比較において妥当である。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である生産性向上設備投資促進税制に係る手続業務について報酬を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また監査役会は、その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認める場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日付けで金融庁より契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）及び業務管理体制の改善命令の処分を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会で決議した当社の業務の適正を確保するための体制の整備につきましては次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人の職務執行は法令、定款及び社内規程の定めによるとともに、法令遵守、公正な業務運用の確保が基本である旨の社風作りを目指す。社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、その下に地区・子会社による分科会を設置、コンプライアンス経営の徹底・啓発を図り、倫理教育・内部報告体制をとる。

「杉村グループ倫理規程」に「市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する。」と定め、反社会勢力に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。

「内部通報処理に関する規程」において、使用人等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報を受ける窓口（通報窓口）の設置を定め、不正行為等の早期発見と是正を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は議事録・稟議書・契約書等の文書により保存するものとし、その保存期間及び管理体制については文書簿表保存規程による。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は「杉村グループリスク管理規程」及び関連社内諸規定の定めによる。定期的にリスクマネジメント委員会を開催し、事業の継続及び安定的発展を阻害すると想定される様々なリスクを分析し、またその対策を検討し、社内で共有することにより、そのリスクの回避または低減を図る。また内部監査室が定期的にリスク対策等の状況を検証し、その結果を社長及び監査役に報告する。

重大な損失またはその恐れが発生した場合は、社長はリスク管理責任者を指名してリスク対策室を設置し、当社の損失を早期にかつ最小限に止める措置を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

経営に係わる重要事項については社内規程に従い常務会（常勤役員会）の審議を経て取締役会において執行決定を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、社長の下、業務担当取締役、各部室長が遂行し、それぞれの組織権限や実行責任者、業務手続きは社内規程による。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

杉村グループ全社を対象とした「杉村グループ倫理規程」、「コンプライアンス委員会規程」、「内部通報処理に関する規程」及び「杉村グループリスク管理規程」を設け、適切に運用するとともに次の体制を維持することにより、子会社を含む企業集団として業務の適正を確保する。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

毎月開催する子会社報告会において、各子会社の社長は営業報告並びに重要な取締役会決議事項の執行状況の報告を行う。

年2回開催する杉村グループ取締役及び管理職による合同管理職会議において、事業結果の検証とグループ目標の明確な付与を行うとともに、グループの連帯感の維持向上を図る。なお、これら会合会議には当社取締役の他当社常勤監査役も出席する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の損失の危険の管理は「杉村グループリスク管理規程」及び子会社の諸規程の定めによる。子会社報告会及びリスクマネジメント委員会で、子会社から事業の継続及び安定的発展を阻害すると想定されるリスクの報告を求め、そのリスク発生が当社に及ぼす損失を分析・検討し、社長はリスクの回避または低減に必要な措置を子会社の社長に指示する。

また内部監査室が子会社の内部監査室等と連携し、定期的に子会社のリスク対策等の状況を検証し、その結果を社長、監査役及び子会社の社長に報告する。

子会社に重大な損失またはその恐れが発生し、当社に重大な影響を及ぼすと判断した場合は、社長は当社からリスク管理責任者を指名してリスク対策室を設置し、子会社及び当社の損失を早期かつ最小限に止める措置を講じる。

ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

子会社の社長及び取締役が常務会に出席し、子会社の経営計画に関する事項、財務に関する事項、稟議に関する事項及びその他業務執行上で重要と認められる事項の報告を求め、社長は必要があると認める場合は子会社の社長に指示・助言を行う。

ニ. 子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「杉村グループ倫理規程」を共有して、子会社の法令遵守及び公正な業務運営の確保を図るとともに、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会に子会社の取締役・使用人の出席を求め、子会社のコンプライアンス経営並びに倫理教育・内部報告体制を確認する。また子会社のコンプライアンス分科会を通して、子会社の使用人へのコンプライアンス意識向上の体制を確認する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に対する事項

社長は監査役より監査役の職務の補助をすべき使用人を置くことを求められた場合、取締役会で補助使用人の人数地位等について審議の上決定する。

監査役の補助使用人は、監査役会の円滑な運営及び監査役監査の有効化を図るため、監査役の指示・命令に従い、他の業務から独立して監査役の補助業務を行う。またその使用人は、監査役が必要と認める社内会議及び研修会等に出席する。

監査役の職務を補助する使用人の人事異動考課については、あらかじめ監査役会の同意を求める。また、賃金その他報酬についてもあらかじめ監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定する。

- (7) 監査役への報告に関する体制

次の体制を維持して、監査役への報告に関する体制を確保する。

イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役が取締役会等重要な会議に出席しなかった場合、求めに応じて付議された案件等について報告する。また当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、内部監査室が実施した監査の結果も報告する。その他、監査役から職務遂行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

「内部通報処理に関する規程」により設けられた通報窓口寄せられた情報を、窓口管理者は定期的に監査役に報告する。内部調査等が行われた場合は、調査結果、是正措置及び再発防止策も随時、監査役に報告する。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

監査役は子会社の取締役会その他重要な会議に陪席することができる。

子会社の取締役及び使用人は、監査役が取締役会等重要な会議に陪席しなかった場合、求めに応じて付議された案件等について報告する。また当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、子会社の内部監査室等が実施した監査の結果も報告する。その他、監査役から職務遂行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

「内部通報処理に関する規程」は杉村グループ全社を対象としている。そのため子会社の取締役及び使用人からの内部通報も当社通報窓口が受け取り、その情報は上記イと同様の扱いになる。

- (8) 内部通報等で報告をした者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

杉村グループの「内部通報処理に関する規程」に、通報者の保護を明記し、当社グループの取締役及び使用人に対して、内部通報をした者が当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わないことを周知徹底する。また、当社及び子会社は、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置をとる。

- (9) 監査役の職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い、支出した費用の償還、又は負担した債務の債権者に対する弁済の請求があったときは、その請求に係る費用等が監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかにその費用、償還又は弁済を処理する。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が取締役会のほか重要な会議、委員会に出席できる体制をとる。

議事録、稟議書、契約書等の文書は監査役の縦覧に供する。

監査役は必要に応じて各種会議の担当者に対して必要な調査、報告等を要請することができる。

- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。

杉村グループの取締役全員と監査役及び幹部社員で構成する内部統制委員会を設置し、現状の把握、不備・是正の検討、体制の見直し等を行い、適切な体制を整備する。

また、その体制の信頼性、適正性を維持・向上するため整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における内部統制システムの主な運用状況については次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款の適合性を確保するための取組み

取締役及び使用人が参加するコンプライアンス委員会において、法令及び定款遵守の実施状況、課題及び参考事例等を確認して情報の共有を行うとともに、重要事項について協議を行いました。また、同時に事業活動に重大な悪影響を及ぼす損失の可能性のある様々なリスクを把握し、リスク低減策を策定、実行しました。

内部通報制度により、不正行為の防止及び早期発見のため当社に通報窓口を設け、杉村グループの使用人等から直接通報を受ける体制を取っています。また、その通報の内容は監査役に報告されます。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務執行の効率性を確保するための取組み

毎月開催する常務会（常勤役員会）において取締役の職務執行の効率性を確認し、意見交換を行って情報の共有を行いました。同会議には、重要な子会社の役員も出席し、業務執行状況の報告を受けてその職務執行の効率性を確認しました。出席した監査役から必要に応じ意見を求め、業務執行の遵法性の確保に努めました。常務会の審議を経て行われる取締役会においては、社外の実業家及び監査役が、独立的かつ客観的な立場から専門的な意見・提言を表明しました。また、これに加え重要な子会社の取締役会には当社の兼務取締役及び監査役が出席し、必要な意見を述べました。

(3) 企業集団における業務の適正を確保する取組み

子会社を含む合同のコンプライアンス委員会において、各社の課題と想定リスク及びそれらへの取組み状況等の報告を求め、意見交換と情報共有とともに明確な指示を行い、企業集団として業務の適正の確保に努めました。

また当社及び子会社の常勤取締役及び監査役による子会社報告会を毎月開催し、各子会社の営業実績及び業務執行等の報告を受け、必要に応じ協議しました。また、杉村グループの常勤の実業家、監査役及び幹部社員により年2回開催される合同管理職会議において、杉村グループの事業結果の検証と目標設定を共有して、杉村グループの強化を図るとともに業務の適正に努めました。

(4) 監査役の実効的な監査を確保する取組み

監査役会は毎月開催され、各監査役から監査に関する報告を受け、情報共有を図りました。常勤監査役は、取締役会の他、常務会、子会社報告会、合同管理職会議及びコンプライアンス委員会の全てに出席し、必要に応じ意見を述べました。また、常勤監査役は会議議事録、稟議書類、契約書、出金伝票等の閲覧、事業所のヒアリング監査、会計監査人及び内部監査室との連携を通して監査の実効性の確保に努めました。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための取組み

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を鑑み、杉村グループの常勤取締役と監査役及び幹部社員から成る内部統制委員会を開催し、内部監査室が事業所において行った内部監査に基づき、内部統制の有効性を評価しました。

-
1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。
 2. 記載金額には消費税は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,991,277	流 動 負 債	2,877,056
現 金 及 び 預 金	1,456,289	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	393,409
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,101,888	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	200,000
リ ー ス 投 資 資 産	2,379,421	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,322,168
有 価 証 券	939,831	未 払 金	34,954
繰 延 税 金 資 産	57,258	リ ー ス 債 務	9,129
そ の 他	60,643	未 払 法 人 税 等	380,979
貸 倒 引 当 金	△4,055	未 払 消 費 税 等	40,341
固 定 資 産	14,510,805	賞 与 引 当 金	163,136
有形固定資産	11,062,224	未 払 費 用	217,021
建 物 及 び 構 築 物	5,179,352	そ の 他	115,916
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	538,760	固 定 負 債	7,286,478
工 具 、 器 具 及 び 備 品	100,575	長 期 借 入 金	5,730,416
土 地	4,821,971	長 期 預 り 金	242,862
リ ー ス 資 産	37,148	リ ー ス 債 務	30,991
建 設 仮 勘 定	384,414	繰 延 税 金 負 債	313,022
無形固定資産	324,443	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	110,358
借 地 権	295,290	厚 生 年 金 基 金 解 散 損 失 引 当 金	71,770
そ の 他	29,153	退 職 給 付 に 係 る 負 債	753,779
投資その他の資産	3,124,138	資 産 除 去 債 務	33,278
投 資 有 価 証 券	2,743,182	負 債 合 計	10,163,535
繰 延 税 金 資 産	125,410	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	276,932	株 主 資 本	9,351,211
貸 倒 引 当 金	△21,387	資 本 金	2,551,755
		資 本 剰 余 金	2,326,703
		利 益 剰 余 金	4,491,713
		自 己 株 式	△18,960
		その他の包括利益累計額	977,363
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,019,696
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△42,333
		新 株 予 約 権	9,972
		純 資 産 合 計	10,338,547
資 産 合 計	20,502,082	負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,502,082

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		10,264,663
営 業 原 価		8,318,924
営 業 総 利 益		1,945,738
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		695,225
営 業 利 益		1,250,512
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	42,219	
そ の 他	60,775	102,995
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	102,258	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	13,427	
そ の 他	35,778	151,464
経 常 利 益		1,202,042
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	3,180	3,180
特 別 損 失		
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	6,650	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	2,570	
固 定 資 産 処 分 損	39,545	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	71,770	120,535
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,084,687
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	441,893	
法 人 税 等 調 整 額	△59,932	381,961
当 期 純 利 益		702,726
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		702,726

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	2,546,267	2,321,217	3,884,227	△17,815	8,733,897
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	5,488	5,486			10,974
剰余金の配当			△95,240		△95,240
親会社株主に帰属する当期純利益			702,726		702,726
自己株式の取得				△1,145	△1,145
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	5,488	5,486	607,485	△1,145	617,314
平成28年3月31日残高	2,551,755	2,326,703	4,491,713	△18,960	9,351,211

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
平成27年4月1日残高	1,076,713	△17,112	1,059,600	9,384	9,802,882
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行					10,974
剰余金の配当					△95,240
親会社株主に帰属する当期純利益					702,726
自己株式の取得					△1,145
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△57,016	△25,220	△82,237	588	△81,649
当連結会計年度中の変動額合計	△57,016	△25,220	△82,237	588	535,664
平成28年3月31日残高	1,019,696	△42,333	977,363	9,972	10,338,547

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は、杉村運輸㈱、杉村興産㈱及び杉村物流サービス㈱の3社であり、非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用会社は、関連会社近畿港運㈱の1社であり、非適用会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当社と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、主な資産である建物及び構築物の耐用年数は15～31年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員に支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

厚生年金基金解散損失引当金……一部の連結子会社は、厚生年金基金解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、解散時の損失等の当連結会計年度末における合理的な見積額を計上しております。

(追加情報)

一部の連結子会社が加入している「大阪府貨物運送厚生年金基金」は、平成28年3月22日開催の代議員会において特例解散の決議をしております。当連結会計年度において同基金解散に伴い発生する損失の合理的な見積額の算定が可能になったことから、連結損益計算書の特別損失に厚生年金基金解散損失引当金繰入額71,770千円、連結貸借対照表の固定負債に厚生年金基金解散損失引当金71,770千円を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に営業収益と営業原価を計上する方法によっております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象及びヘッジ方針

変動金利の長期借入金の一部について支払利息を固定化するために金利スワップを利用しております。

③ 有効性評価の方法

当該金利スワップの想定元本、利息の受払条件及び契約期間と変動金利の長期借入金の借入条件との比較など、金利スワップの特例処理の適用要件に照らして、ヘッジ有効性を評価しています。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

有形固定資産	903, 611千円
--------	------------

リース投資資産	1, 473, 020千円
---------	---------------

対応する債務は次のとおりであります。

長期借入金	3, 757, 920千円
-------	---------------

(1年以内返済予定分含む)

3. 有形固定資産の減価償却累計額	15, 691, 858千円
-------------------	----------------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数	普通株式	15, 955, 010株
--------------------------	------	---------------

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成27年6月26日の定時株主総会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	47,571千円
1株当たりの配当額	3円00銭
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月29日

平成27年10月30日の取締役会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	47,669千円
1株当たりの配当額	3円00銭
基準日	平成27年9月30日
効力発生日	平成27年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち効力発生日が翌期となるもの

平成28年6月29日の定時株主総会において次の議案を付議する予定であります。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	87,390千円
1株当たりの配当額	5円50銭
配当原資	利益剰余金
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月30日

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

普通株式	126,000株
------	----------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入れにより設備資金及び運転資金を調達しております。一部の長期借入金は、金利変動リスクのヘッジ手段として金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しておりますが、投機的なデリバティブ取引は行っておりません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、これらの管理については、売掛金滞留システムによって取引先ごとの残高、期日管理を行っており、随時、滞留状況を正確に把握するとともに、信用状況の変化にすぐに対応できる体制となっております。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	1,456,289	1,456,289	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,101,888	1,101,888	—
(3) リース投資資産	2,379,421	2,329,590	△49,831
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	3,059,273	3,059,273	—
(5) 支払手形及び買掛金	(393,409)	(393,409)	—
(6) 社債	(200,000)	(201,209)	△1,209
(7) 長期借入金	(7,052,584)	(7,239,306)	△186,722
(8) デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについて () で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債並びに (7) 長期借入金

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

また、長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており（下記 (8) 参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額 623,740千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府及び神奈川県において、賃貸用のオフィスビル、倉庫を所有しております。これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等不動産	2,487,986	△76,018	2,411,968	4,989,325
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	749,231	42,064	791,296	1,792,974

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期増減額のうち、主な増加額は設備の改修工事104,034千円等によるものであります。

(注3) 当期増減額のうち、主な減少額は設備の改修に伴う除却23,575千円、減価償却による簿価114,411千円等によるものであります。

(注4) 当期末の時価は主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については自社で指標等を用いて調整を行い、合理的に算定した金額であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当連結会計年度における損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	賃 貸 収 益	賃 貸 費 用	差 額	その他(売却損益等)
賃貸等不動産	522,104	120,625	401,479	—
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	279,084	58,504	220,579	—

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されていません。なお、当該不動産に係る費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）については、賃貸費用に含まれております。

一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たりの純資産額 650円24銭
 一株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。
 連結貸借対照表の純資産の部の合計額 10,338,547千円
 普通株式に係る純資産額 10,328,575千円
 連結貸借対照表の純資産の部の合計額と一株当たり純資産額算定に用いられた普通株式に係る連結会計年度末の純資産額との差額 9,972千円
 普通株式の期末発行済株式数 15,955,010株
 普通株式の自己株式数 70,750株
 一株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 15,884,260株
2. 一株当たり当期純利益金額 44円27銭
 一株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。
 連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 702,726千円
 普通株主に帰属しない金額 —
 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 702,726千円
 普通株式の期中平均株式数 15,874,646株

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4, 170, 960	流 動 負 債	2, 762, 912
現 金 及 び 預 金	338, 895	買 掛 金	337, 882
売 掛 金	609, 048	1年内償還予定の社債	200, 000
リ ー ス 投 資 資 産	2, 379, 421	1年内返済予定の長期借入金	1, 772, 168
有 価 証 券	806, 250	未 払 金	34, 954
前 払 費 用	13, 462	リ ー ス 債 務	9, 129
立 替 金	14, 916	未 払 人 税 等	244, 951
繰 延 税 金 資 産	6, 996	未 払 費 用	54, 283
未 収 消 費 税	4, 056	預 り 金	6, 762
そ の 他 金	1, 968	賞 与 引 当 金	66, 655
貸 倒 引 当 金	△4, 055	そ の 他	36, 124
固 定 資 産	14, 312, 947	固 定 負 債	7, 335, 599
有形固定資産	10, 828, 685	長 期 借 入 金	6, 230, 416
建 物	4, 794, 257	長 期 預 り 金	242, 862
構 築 物	367, 224	リ ー ス 債 務	30, 991
機 械 及 び 装 置	307, 761	繰 延 税 金 負 債	330, 821
車 両 運 搬 具	21, 019	退 職 給 付 引 当 金	370, 009
工 具、器 具 及 び 備 品	94, 887	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	97, 220
土 地	4, 821, 971	資 産 除 去 債 務	33, 278
リ ー ス 資 産	37, 148		
建 設 仮 勘 定	384, 414		
無形固定資産	318, 701	負 債 合 計	10, 098, 512
借 地 権	295, 290	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	23, 411	株 主 資 本	7, 371, 422
投資その他の資産	3, 165, 559	資 本 金	2, 551, 755
投 資 有 価 証 券	2, 613, 451	資 本 剰 余 金	2, 326, 703
関 係 会 社 株 式	347, 740	資 本 準 備 金	646, 954
長 期 貸 付 金	3, 294	そ の 他 資 本 剰 余 金	1, 679, 748
長 期 前 払 費 用	2, 215	利 益 剰 余 金	2, 510, 690
そ の 他 金	200, 246	そ の 他 利 益 剰 余 金	2, 510, 690
貸 倒 引 当 金	△1, 387	特 別 償 却 準 備 金	146, 298
		配 当 準 備 積 立 金	172, 000
		買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	199, 217
		繰 越 利 益 剰 余 金	1, 993, 174
		自 己 株 式	△17, 726
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1, 004, 001
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1, 004, 001
		新 株 予 約 権	9, 972
		純 資 産 合 計	8, 385, 395
資 産 合 計	18, 483, 907	負 債 ・ 純 資 産 合 計	18, 483, 907

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		6,541,217
営 業 原 価		5,149,225
営 業 総 利 益		1,391,991
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		498,682
営 業 利 益		893,309
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	46,967	
そ の 他	34,778	81,746
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	105,289	
そ の 他	28,742	134,031
経 常 利 益		841,023
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	3,180	3,180
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	39,545	39,545
税 引 前 当 期 純 利 益		804,658
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	287,749	
法 人 税 等 調 整 額	△4,352	283,397
当 期 純 利 益		521,261

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
					特別償却 準備金	配当準備 積立金	買換資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金
平成27年4月1日残高	2,546,267	641,468	1,679,748	2,321,217	168,780	172,000	191,576	1,552,312
事業年度中の変動額								
新株の発行	5,488	5,486		5,486				
剰余金の配当								△95,240
税率変更による増加額					5,370		7,640	△13,011
特別償却準備金の取崩					△27,852			27,852
当期純利益								521,261
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	5,488	5,486	—	5,486	△22,481	—	7,640	440,861
平成28年3月31日残高	2,551,755	646,954	1,679,748	2,326,703	146,298	172,000	199,217	1,993,174

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成27年4月1日残高	△16,581	6,935,572	1,052,024	1,052,024	9,384	7,996,981
事業年度中の変動額						
新株の発行		10,974				10,974
剰余金の配当		△95,240				△95,240
税率変更による増加額		—				—
特別償却準備金の取崩		—				—
当期純利益		521,261				521,261
自己株式の取得	△1,145	△1,145				△1,145
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△48,022	△48,022	588	△47,434
事業年度中の変動額合計	△1,145	435,849	△48,022	△48,022	588	388,414
平成28年3月31日残高	△17,726	7,371,422	1,004,001	1,004,001	9,972	8,385,395

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、主な資産である建物及び構築物の耐用年数は15～31年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

退職給付引当金……従業員に支給する退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

役員退職慰労引当金……役員に支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に営業収益と営業原価を計上する方法によっております。

5. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象及びヘッジ方針

変動金利の長期借入金の一部について支払利息を固定化するために金利スワップを利用しております。

③ 有効性評価の方法

当該金利スワップの想定元本、利息の受払条件及び契約期間と変動金利の長期借入金の借入条件との比較など、金利スワップの特例処理の適用要件に照らして、ヘッジ有効性を評価しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社に対する短期金銭債権
短期金銭債務
6,896千円
227,093千円
3. 担保に供している資産及び対応する債務
担保に供している資産は次のとおりであります。
有形固定資産 903,611千円
リース投資資産 1,473,020千円
対応する債務は次のとおりであります。
長期借入金 3,757,920千円
(1年以内返済予定分含む)
4. 有形固定資産の減価償却累計額 14,885,300千円

損益計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 営業収益の内訳
保管料 1,302,133千円
荷役荷捌料 2,076,684千円
運送料 1,602,328千円
賃貸料 1,459,100千円
その他 100,970千円
合計 6,541,217千円
3. 営業原価の内訳
賃借及び使用料 210,656千円
荷役荷捌費 1,482,598千円
運送費 1,533,948千円
租税公課 257,500千円
人件費 583,745千円
減価償却費 483,634千円
その他 597,141千円
合計 5,149,225千円
4. 関係会社との取引高
営業収益 252,923千円
営業原価他 1,813,676千円
営業外収益 6,754千円

株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

	普通株式	65,745株
3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数	普通株式	126,000株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	19,929千円
退職給付引当金	109,522千円
役員退職慰労引当金	28,777千円
減損損失	599,187千円
投資有価証券評価損	57,851千円
ゴルフ会員権評価損	62,428千円
その他	33,926千円
小計	911,624千円
評価性引当額	△633,789千円

繰延税金資産合計

277,835千円

繰延税金負債

買換資産圧縮積立金	△83,761千円
特別償却準備金	△61,741千円
その他有価証券評価差額金	△419,042千円
その他	△37,114千円

繰延税金負債合計

△601,660千円

繰延税金負債純額

△323,825千円

関連当事者との取引に関する注記

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	杉村運輸(株)	直接100%	当社の受託 貨物の運送 役員の兼任	運送料他の 支払	1,594,107	買掛金及び 未払費用	209,189

1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 運送料金その他の取引条件については、第三者との通常取引と同様に決定しております。

一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たりの純資産額 527円11銭
 一株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。
 貸借対照表の純資産の部の合計額 8,385,395千円
 普通株式に係る純資産額 8,375,423千円
 貸借対照表の純資産の部の合計額と一株当たり純資産額
 算定に用いられた普通株式に係る当事業年度末の純資産
 額との差額 9,972千円
 普通株式の期末発行済株式数 15,955,010株
 普通株式の自己株式数 65,745株
 一株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 15,889,265株
2. 一株当たり当期純利益金額 32円83銭
 一株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。
 損益計算書上の当期純利益 521,261千円
 普通株主に帰属しない金額 —
 普通株式に係る当期純利益 521,261千円
 普通株式の期中平均株式数 15,879,651株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社 杉 村 倉 庫
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 谷 上 和 範 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上 田 美 穂 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社杉村倉庫の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社杉村倉庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社 杉 村 倉 庫
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 谷 上 和 範 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上 田 美 穂 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社杉村倉庫の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第153期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

株式会社杉村倉庫 監査役会

常勤監査役	稲 井 博 文	印
社外監査役	澤 田 司	印
社外監査役	西 東 久	印

(注) 監査役西東 久は、平成27年10月9日に監査役上林義則氏が逝去されたことに伴い、監査役の法定員数を欠くことになったため、大阪地方裁判所に一時監査役の職務を行うべき者（仮監査役）の選任の申立てを行い、平成27年11月18日に同裁判所より監査役として選任され就任しております。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境を勘案し、また、内部留保にも意を用い次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき5円50銭 総額87,390,958円

これにより、中間配当（1株につき3円）と合わせまして、年間配当は、当社普通株式1株につき8円50銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該移行のために、定款一部の変更を行うものであります。

また、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる旨への規定を変更するものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更、その他所要の変更を行うものであります。

なお、本議案は本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) (条文省略) 1. ～17. (条文省略)	第2条 (目的) (現行どおり) <u>(1) ～ (17)</u> (現行どおり)
第3条～第5条 (条文省略)	第3条～第5条 (現行どおり)
第6条 (自己の株式の取得) <u>当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第7条～第9条 (条文省略)	第6条～第8条 (現行どおり)
第10条 (株式取扱規則) 当会社の株式及び新株予約権に関する手続き及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第9条 (株式取扱規則) 当会社の株式及び新株予約権に関する手続き、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第11条～第12条 (条文省略)	第10条～第11条 (現行どおり)
第13条 (議長) <u>株主総会は、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</u>	第12条 (招集権者及び議長) <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>
第14条～第17条 (条文省略)	第13条～第16条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (新設) 第18条 (取締役の員数) 当会社の取締役は、9名以内とする。 (新設) 第19条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) 第20条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>但し補欠のため選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。</u> (新設) (新設) 第21条 (条文省略)	第4章 取締役及び取締役会 <u>第17条 (取締役会の設置)</u> <u>当会社は取締役会を置く。</u> 第18条 (取締役の員数) 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、9名以内とする。 2. <u>当会社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、4名以内とする。</u> 第19条 (取締役の選任) 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 第20条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>前項にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> 第21条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第22条（取締役会の招集権者及び議長） 当会社に取締役会を置く。 2. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 3. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。 第23条（取締役会の決議の方法） （条文省略） 2. 前項にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> 第24条（取締役会の招集の通知） 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より5日以前に発するものとする。 但し、緊急の場合これを短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 （新設）	第22条（取締役会の招集権者及び議長） （削除） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役会長に欠員又は差支えがあるときは<u>取締役社長が、取締役会長、取締役社長共に欠員又は差支えがあるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u> 第23条（取締役会の決議の方法） （現行どおり） 2. 前項にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 第24条（取締役会の招集の通知） 取締役会の招集の通知は、各取締役に 対し、会日より5日以前に発するものとする。 但し、緊急の場合これを短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第25条（業務執行の決定の取締役への委任） <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第31条（監査役会の決議の方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> 第32条（監査役会の招集の通知） <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日より5日以前に発するものとする。</u> <u>但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> 第33条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u> 第34条（監査役の責任免除） <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第6章 会計監査人 第35条（会計監査人の設置） <u>当会社に会計監査人を置く。</u> 第36条 （条文省略）	第29条（監査等委員会の決議の方法） <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> 第30条（監査等委員会の招集の通知） <u>監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日より5日以前に発するものとする。</u> <u>但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> （削除） （削除） （削除） 第6章 会計監査人 第31条（会計監査人の設置） <u>当会社は会計監査人を置く。</u> 第32条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
第37条（会計監査人の任期） 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. (条文省略)	第33条（会計監査人の任期） 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. (現行どおり)
第38条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第39条（会計監査人の責任限定契約） <u>当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>	第34条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 (削除)
第7章 計 算	第7章 計 算
第40条 (条文省略) 第41条（期末配当及び基準日） <u>当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u>	第35条 (現行どおり) 第36条（剰余金の配当等） <u>当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u>
第42条（中間配当及び基準日） <u>当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u>	第37条（剰余金の配当の基準日） <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

現 行 定 款	変 更 案
第43条 (条文省略) (新設)	第38条 (現行どおり) 附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 1. 当社は、第153回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第153回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため新たに1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 する 当 社 株 式 の 数
1	しば やま つね はる 柴 山 恒 晴 (昭和34年11月27日生)	昭和57年 4月 野村證券株式会社入社 平成15年 4月 同社新潟支店長 平成18年 7月 同社人事部長 平成20年 4月 同社執行役 人事担当 平成22年 4月 同社常務 平成23年 6月 当社代表取締役副社長 平成24年 6月 当社代表取締役社長（現任）	39,515株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	たけ たに まさ ひこ 竹 谷 仁 彦 (昭和32年7月18日生)	昭和56年 4月 当社入社 平成14年 4月 当社首都圏営業部長 平成18年 6月 当社取締役 平成25年 4月 当社常務取締役 平成26年 6月 当社代表取締役常務取締役 (現任) ＜現在の地位及び担当＞ 神戸営業部長、首都圏営業部長、業務部長、 大阪営業部担当 ＜重要な兼職の状況＞ 杉村物流サービス株式会社取締役 杉村運輸株式会社取締役	90,720株
3	さ えき ゆう ぞう 佐 伯 祐 二 (昭和32年7月7日生)	昭和55年 4月 当社入社 平成18年 4月 当社大阪営業部長 平成19年 6月 当社取締役 (現任) ＜現在の地位＞ 総務部長、経営企画部長 ＜重要な兼職の状況＞ 杉村興産株式会社取締役	39,884株
4	あん ざい し ろう 安 西 史 朗 (昭和32年7月14日生)	昭和56年 4月 当社入社 平成18年 4月 当社経理部長 平成20年 6月 当社取締役 (現任) ＜現在の地位＞ 経理部長 ＜重要な兼職の状況＞ 杉村興産株式会社代表取締役社長	31,361株
5	の せ みつ ひこ 野 瀬 光 彦 (昭和30年 3月22日生)	昭和56年10月 東京杉村運輸株式会社 (現 杉村運輸株式会社) 入社 平成12年 6月 同社業務部長 平成18年 4月 杉村運輸株式会社 管理本部長 平成21年 6月 同社取締役関東支店長 平成26年 6月 同社常務取締役 平成27年 6月 同社代表取締役社長 (現任) 当社取締役 (現任)	13,615株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
6	みや かわ ひさ お 夫 宮 川 壽 夫 (昭和35年4月7日生)	昭和60年 4月 野村證券株式会社 入社 平成13年 9月 米国トムソンコーポレーション 株式会社 入社 平成19年 8月 野村證券株式会社 入社 平成22年 4月 大阪市立大学大学院経営学研究 科 専任講師 平成22年10月 同 准教授 平成26年 4月 同 教授 (現任) 平成27年 6月 当社取締役 (現任)	0株
7	*にし ひろ かず 西 宏 和 (昭和35年6月8日生)	昭和60年 4月 当社入社 平成26年 7月 当社大阪港営業所長 平成28年 4月 当社大阪営業部長 (現任) <重要な兼職の状況> 杉村物流サービス株式会社代表取締役社長	10,618株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. *印は新任候補者であることを示しております。
3. 宮川壽夫氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 宮川壽夫氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年、金融機関で重要職務に従事し、現在は大阪市立大学大学院経営学研究科教授として同分野を研究されており、それに基づく豊富な知識と高い見識を有しておられることから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 宮川壽夫氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 する 当 社 株 式 の 数
1	* 稲 い ひろ ふみ 井 博 文 (昭和31年1月21日)	昭和63年 6月 当社入社 平成 8年11月 当社神戸摩耶営業所長 平成 9年12月 当社総務部人事課長 平成25年 4月 当社経営企画部長 平成26年 6月 当社常勤監査役 (現任)	15,439株
2	* 澤 さわ だ つかさ 田 司 (昭和31年 6月27日)	昭和54年 4月 野村證券株式会社入社 平成21年 4月 同社名古屋総務部長 平成23年 7月 同社営業総務部長 平成24年 7月 同社総務部長 平成26年 4月 野村ビジネスサービス株式会社 取締役 (現任) 平成26年 6月 当社監査役 (現任)	0株
3	* 西 さい とう ひさし 東 久 (昭和33年5月6日生)	昭和58年 4月 株式会社大和銀行(現株式会社 りそな銀行) 入行 平成14年 2月 同社島本支店長 平成17年 1月 株式会社りそなホールディング ス コーポレートガバナンス事 務局 部長 平成17年10月 株式会社りそな銀行 九州地域 地域CEO 平成20年 4月 同社執行役員 大阪営業部長 平成22年 6月 同社常務執行役員 コンプライ アンス統括担当兼サービス改革 部担当 平成22年 6月 株式会社りそなホールディング ス 執行役コンプライアンス統 括部担当 平成25年 1月 株式会社りそな銀行 常務執行 役員コンプライアンス統括部担 当 平成25年 4月 同社常勤監査役 平成27年 4月 りそなカード株式会社 代表取 締役社長 (現任) 平成27年11月 当社仮監査役 (現任)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. *印は新任候補者であることを示しております。

3. 澤田司氏は社外取締役候補者であります。同氏は長年、金融機関で重要な職務に従事し、それに基づく豊富な知識と高い見識を有しており、客観的・中立的な監査・監督をしていただくことを期待し、社外取締役候補者として選任しております。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。同氏は、過去5年間に於いて、当社の特定関係事業者である野村證券株式会社の業務執行者でありました。また、現在、当社の特定関係事業者である野村ビジネスサービス株式会社の業務執行者であります。なお、同氏は平成28年6月27日に野村ビジネスサービス株式会社の取締役を退任します。
4. 西東久氏は社外取締役候補者であります。同氏は会社役員経験者として、また経営の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役候補者として選任しております。なお、同氏は現在当社の仮監査役であり、仮監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7ヶ月となります。また、同氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 稲井博文氏、澤田司氏及び西東久氏と当社との間で当社定款に基づき、法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、3氏の選任が承認された場合、責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社取締役の報酬等の額につきましては、平成15年6月27日に開催されました第140回定時株主総会において、月額1,500万円以内としてご承認いただき、今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額1億8,000万円以内（うち、社外取締役分は年額1,000万円以内）と改定させていただきたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

また、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち、社外取締役1名）となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額4,800万円以内とさせていただきます。

また、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

第7号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社は、第5号議案の承認可決を条件として、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）及び杉村運輸株式会社（以下、「子会社」という。）の取締役に対して、取締役報酬等の枠内の報酬として、一定の上限額を設け、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いいたしますと存じます。

1. 新株予約権を発行する目的及びその概要

当社及び子会社の取締役に対する報酬制度に関して当社の業績や株式価値との連動性を強め、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落のリスクまでもを株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、株式1株当たりの行使価格を1円とする株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行するものです。

具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の金銭報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の本議案の対象者は取締役5名となります。また子会社の本議案の対象者は取締役4名となります。

2. 新株予約権の内容及び数

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同様とする）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的である株式数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割または併合の比率

また、上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、これを調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整をすることができる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額のうち年額2,800万円及び子会社の取締役の報酬額のうち年額1,200万円を、新株予約権の割当日の株価及び行使価額等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルに基づいて算定した新株予約権1個当たりの公正価額をもって、各々除して得られた数（整数未満の端数は切捨て）の合計を限度とします。

（ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正価額を基に決定する。ただし、当社は新株予約権の割当を受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺する。子会社は子会社の新株予約権の割当を受ける者に対し新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬の支払債務を負担し、当社が子会社から当該金銭報酬支払債務を引き受けることとした上で、子会社の取締役が当社に対して有する金銭報酬債権をもって相殺する。よって有利発行には該当しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を1円とし、これに付与個数に対する株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から3年経過した日を行使開始日とし、その後5年間を行使可能とする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得は、認めない。
- (8) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、取締役の在任中及び退任後も行使可能とする。ただし、当社取締役会が、正当な理由により行使不可と決議した場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合、当社取締役会の承認を得たうえで、法定相続人がこれを行行使することができる。
 - ③その他条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約に関する契約に定めるところによる。
- (9) 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。
- (10) その他
- その他の新株予約権の内容及び細目にわたる事項は、当社取締役会の決議によるものとする。
- (ご参考) 本議案をご承認いただいた場合には、平成28年6月29日開催予定の杉村運輸株式会社定時株主総会において、子会社の取締役に対する当該株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の発行のご承認を決議する予定です。

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに故監査役上林義則氏に対し弔慰金贈呈の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役稲井博文氏及び西東久氏に対し退職慰労金を、また、平成27年10月9日に逝去されました故上林義則氏に対し弔慰金を、それぞれの在任中の労に報いるため、当社の定める基準に従い、相当額の範囲内で贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

上記各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名				略 歴
いな 稲	い 井	ひろ 博	ふみ 文	平成26年 6月 当社常勤監査役（現任）
さい 西	とう 東		ひさし 久	平成27年11月 当社仮監査役（現任）
かん 上	ばやし 林	よし 義	のり 則	平成24年 6月 当社監査役 平成27年10月 逝去

以 上

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper has a slight shadow on its right side, suggesting it's resting on a surface.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper has a slight shadow on its right side, suggesting it's resting on a surface.

株主総会会場のご案内

会場 大阪市港区福崎1丁目1番57号
株式会社 杉村倉庫 本店

交通 市バス 夕風下車徒歩約5分
J R 大阪環状線 弁天町駅下車徒歩約20分
地下鉄 中央線 弁天町駅下車徒歩約20分
朝潮橋駅下車徒歩約12分

